

あがらの御坊みんなで応援商品券取扱店募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、新たな生活様式に向けた家計への支援並びに地域経済の消費活性化を促進するため、全市民に向けて商品券を配付します。

つきましては、次のとおり商品券の取扱店を募集します。

なお、取扱店の特典として商品券の換金にあたり券面額に 10%を加算した額でお支払いします。

1 商品券の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | あがらの御坊みんなで応援商品券 |
| (2) 実施主体 | 御坊市 |
| (3) 発行総額(予定) | 2億2,880万円(商品券)
2,288万円(換金時10%上乗せ分) |
| (4) 額 面 | 1枚 500円 |
| (5) 発行内容 | 500円券×10枚綴 2セット 1万円を全市民に配付 |
| (6) 利用期間 | 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで |
| (7) 換金期間 | 令和2年10月1日から令和3年3月15日まで |
| (8) 換金(振込日) | 月2回 |
| (9) 利用可能店舗 | 御坊市から「あがらの御坊みんなで応援商品券取扱店認定証」の交付を受けた事業所のみ |

2 取扱店の定義

取扱店とは、商品券を利用できる店舗のことで『あがらの御坊みんな
で応援商品券交付事業実施要綱(以下「実施要綱」とする。)]第2条
第2号に規定する特定事業者のことをいう。

3 取扱店の要件

御坊市内に事業所、店舗等を有する者とし、複数の店舗等を持つ者は
店舗ごとの登録とする。ただし、次に掲げる店舗は該当しないものと
する。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に該当する店舗
(ただし、本市内に本店のある店舗及びテナント事業者を除く。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法

律第122号)第2条に規定する設備等を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業及び性風俗関連特殊営業を行っている店舗

- (3) 特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている店舗
- (4) 「5 商品券の使用対象にならないもの」に掲げる取引のみを行う、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

4 商品券の取扱いにおける厳守事項

- (1) 一旦取扱店に登録されると、特段の事情がない限り、途中での脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の使用制限を禁止します。
- (3) 商品券は、物品販売又はサービスの提供などの取引において使用可能とします。
- (4) 商品券を消費に使用せず現金化することや、使用された商品券を再び使用することはできません。
- (5) 商品券の券面額に利用が満たない場合でも、釣り銭を出さないようにしてください。
- (6) 有効期間を過ぎた商品券は、使用できませんので受け取らないでください。

5 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金
- (5) 転売目的による商品等の購入

- (6) 家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが利用者に明確に分かるよう、あがらの御坊みんなで応援商品券事務局が配付する取扱店認定証及びポスターを店頭・レジスター等に掲示してください。

- (2) 取引において利用者が持ち込む商品券を受け取る際に問題がないか確認してください。

商品券の見本を直ぐに確認できる場所に備え付け、明らかに色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに「あがらの御坊みんなで応援商品券事務局（直通）52-5301」まで報告してください。

- (3) 取引において商品券を受け取ったとき、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を押印又は記入することとし、既に取扱店名を押印又は記入がある場合は、受取を拒否してください。

- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店において使用期間中の商品の販売、サービスの提供にあたり、顧客から受け取った商品券のみ換金可能です。

- (5) 事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。

- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責とします。

- (7) 商品券の使用に際して消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。

- (8) 商品券の取扱いに関して、あがらの御坊みんなで応援商品券事務局からの改善要請等があった場合は、それに従ってください。

7 取扱店登録の申込方法

- (1) 申込資格

御坊市内に事業所、店舗等を有する事業者

○御坊市外に本店を有する大規模小売店舗立地法に規定される大型小売店舗は除きます。（ただし、テナント事業者は対象とします。）

○性風俗店、パチンコ店、マージャン店及びこれに準ずるものを除く。

(2) 申込方法

この募集要領に同意の上、「あがらの御坊みんなで応援商品券取扱店登録申請書兼誓約書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入いただき、御坊市役所 あがらの御坊みんなで応援商品券事務局まで直接持参いただくか、郵送にて提出願います。

○申請書は、御坊市役所（2階）あがらの御坊みんなで応援商品券事務局にて配布しています。

○御坊市のホームページからも申請書をダウンロードできます。

（ホームページアドレス）

<http://www.city.gobo.wakayama.jp/sosiki/sangyokensetu/syoko/dl/syohinken.html>

○申請書の提出

▶直接持参による場合

御坊市役所 2階 あがらの御坊みんなで応援商品券事務局

〔開設時間〕 9：00～17：00（*土日祝は除く。）

▶郵送による場合

〒644-8686

和歌山県御坊市藪350番地

御坊市役所 あがらの御坊みんなで応援商品券事務局 宛

(3) 受付期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月14日(金)まで

※郵送による場合、当該事務局に8月14日(金)必着となりますのでご注意ください。

※上記期間中に受け付けた店舗は、市民向けに商品券を発送する際の「取扱店一覧表」に掲載されます。

上記期間を過ぎても可能な限り登録申請を受け付けますが、取扱店一覧表には掲載できませんので、ご了承願います。

(4) 申請後について

事務局にて申請内容を審査した上で取扱店に登録することとし、取扱店には「取扱店認定証」を交付します。

なお、取扱店として登録できない場合は、その旨を事務局から通知します。

(5) 説明会（取扱店対象）

取扱店を対象として、商品券事業における商品券の取扱いや注意点、

換金方法などの説明会を開催します。

開催日時（9月中旬以降を予定）及び会場については、後日事務局から「案内ハガキ」でお知らせします。

説明会において、取扱店認定証、ポスター、換金請求書等の必要物品を配付しますので、「案内ハガキ」を持参の上、必ずご参加ください。

(7) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金請求にかかる受付期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月15日（月）

※最終期限（令和3年3月15日）の翌日以降に請求される商品券については、換金には応じられませんのでご留意願います。

(2) 換金方法及び振込日など

◆取扱店は、商品券の換金に際して、換金請求書とともに請求内容に合致する枚数の使用済みの商品券（裏面に取扱店の押印又は記入したもの）及び商品券取扱店認定証の写しを添えて御坊市役所 あがらの御坊みんなで応援商品券事務局宛に提出してください。

事務局は、請求内容に不備がないことを確認した後、商品券の券面額に10%分を上乗せした金額を取扱店の指定口座に入金します。

◆換金手数料は、無料です。

◆請求日から約15日後の振込日（月2回）に、取扱店が指定する口座に、御坊市から振込みを行います。

◆請求日と振込日は、次のとおりです。

請求日	振込日
市役所の閉庁日は、直前の開庁日	金融機関の休業日は、直後の営業日
毎月15日までの請求	当月の末日
毎月末日までの請求	翌月の15日
(注) 12月末日の振込日は、12月25日(金)となります。	

◆各請求日における請求書の提出は1回までとする。

(例)

	請求日	請求できる回数	振込日
10月1～31日	15日	1回	11月2日
	30日	1回	11月16日

9 取扱店の取消等

「あがらの御坊みんなで応援商品券交付事業実施要綱」及び「あがらの御坊みんなで応援商品券取扱店募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の認定を取り消します。なお、当該取扱店の商品券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、その他損害が発生した際には、その損害も負担していただきます。

【問い合わせ先】

〒644-8686

和歌山県御坊市藪350番地

御坊市役所 あがらの御坊みんなで応援商品券事務局

電話 0738-52-5301

(開設時間) 9:00～17:00 土日祝除く